

岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議設置要綱

(目的)

第1 本県の重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者を取り巻く環境を踏まえながら、課題の抽出とその解決を図るための方策等を検討し、もって、重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者の福祉の増進を図るため、岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進会議は、岩手県保健福祉部長が招集し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者の支援に関する必要な事項の検討に関すること
- (2) 前号に定めるもののほか、推進会議が必要と認める事項

(組織)

第3 推進会議は、委員 23 人以内で組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから岩手県保健福祉部長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者の支援に携わる医師
 - (3) 関係機関・団体の者
- 2 推進会議には、特定の課題について協議検討するため、専門部会を置くことができる。

(任期)

第4 委員の任期は、2 年間とする。
2 委員の再任は、これを妨げない。

(委員長)

第5 推進会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 委員長は、会務を総理し、推進会議の議長となる。
3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第6 委員長は、必要と認めるときは、推進会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 推進会議の庶務は、岩手県保健福祉部障がい保健福祉課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 25 日から施行する。